

(4) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

(5) 行政が実施する相談所

(6) (1)~(5)以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所(社会福祉分野の国家資格を持つ専門職のみ)

(1) 社会福祉法人が実施する公益事業

(2) 介護保険事業

- 介護療養型医療施設 ○ 介護予防訪問入浴介護
○ 介護老人保健施設(無低老健を除く) ○ 介護予防訪問介護
○ 訪問入浴介護 ○ 介護予防訪問リハビリテーション
○ 訪問看護 ○ 介護予防居宅療養管理指導
○ 訪問リハビリテーション ○ 介護予防通所リハビリテーション
○ 居宅療養管理指導 ○ 介護予防短期入所療養介護
○ 通所リハビリテーション ○ 介護予防特定施設入居者生活介護
○ 短期入所療養介護 ○ 介護予防福祉用具貸与
○ 特定施設入居者生活介護 ○ 特定介護予防福祉用具販売
○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 居宅介護支援
○ 福祉用具貸与 ○ 介護予防支援
○ 特定福祉用具販売 ○ 地域包括支援センター

(3) 障害者自立支援法に基づく事業

- 日常生活用具給付事業
○ 発達障害者支援センター運営事業
○ 障害者就業・生活支援センター事業
○ 高次脳機能障害支援普及事業
○ 広域的な支援事業
・都道府県相談支援体制整備事業
・精神障害者退院促進支援事業
○ サービス・相談支援者、指導者育成事業
○ その他の事業
・盲人ホーム事業
・重度障害者が在宅就労促進特別事業
・施設外授産の活用による就職促進事業
・重度障害者に係る市町村特別支援事業※
・生活訓練等事業
・情報支援等事業
・障害者IT総合推進事業
・社会参加促進事業

※経済的支援

(参考) 対象範囲の考え方

※(4)及び(6)は北海道福祉人材センター・バンクでは取り扱っておりません。

☆=H18.10.1より施行
★=H18.10.1より障害者自立支援法に位置づけられる。H24.3.31までの政令で定める日まで

【生活保護関係の事業】

【第一種社会福祉事業】

- 救護施設
● 更生施設
● 医療保護施設
● 授産施設
● 宿所提供施設
● 生計困難者に対して助券を行う事業
【第二種社会福祉事業】
● 生活必需品等を与える事業
● 生活に関する相談に応ずる事業

(1) 社会福祉事業

【婦人保護関係の事業】

- 【第一種社会福祉事業】
● 婦人保護施設

【経済保護事業】

【第一種社会福祉事業】

- 授産施設
● 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

【共同募金事業】

【第一種社会福祉事業】

- 共同募金事業

【母子・寡婦福祉関係の事業】

【第二種社会福祉事業】

- 母子家庭居宅介護等事業
● 寡婦居宅介護等事業
● 母子福祉センター
● 母子休養ホーム

【児童福祉関係の事業】

【第一種社会福祉事業】

- 乳児院
● 母子生活支援施設
● 児童養護施設
● 知的障害児施設
・知的障害児施設
・自閉症児施設
● 知的障害児通園施設
● 盲ろうあ児施設
・盲児施設
・ろうあ児施設
・難聴幼児通園施設
● 肢体不自由児施設
・肢体不自由児施設
・肢体不自由児通園施設
・肢体不自由児療養施設
● 重症心身障害児施設
● 情緒障害児短期治療施設
● 児童自立支援施設

【第二種社会福祉事業】

- 児童自立生活支援事業
● 放課後児童健全育成事業
● 子育て短期支援事業
● 助産施設
● 保育所
● 児童厚生施設
● 児童家庭支援センター
● 児童の福祉の増進に関して相談に応ずる事業

【父子家庭福祉関係の事業】

【第二種社会福祉事業】

- 父子家庭居宅介護等事業

【老人福祉関係の事業】

【第一種社会福祉事業】

- 特別養護老人ホーム
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【第二種社会福祉事業】

- 老人居宅介護等事業
訪問介護
夜間対応型訪問介護
介護予防訪問介護

● 老人デイサービス事業

- 通所介護
認知症対応型通所介護
介護予防通所介護
介護予防認知症対応型通所介護
● 老人短期入所事業
短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
● 小規模多機能型居宅介護事業
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

● 認知症対応型老人共同生活援助事業

- 認知症対応型共同生活介護

● 無低老健(医療保護事業として)

- 介護老人保健施設

【第一種社会福祉事業】

- 養護老人ホーム
● 軽費老人ホーム

【第二種社会福祉事業】

- 老人デイサービスセンター
・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)
● 老人短期入所施設
● 老人福祉センター
・老人福祉センター
・老人福祉施設付設作業所
● 老人介護支援センター※いわゆる「在宅介護支援センター」

(介護保険法上の名称)

Table with 2 columns: 老人福祉関係の事業, (介護保険法上の名称)

【障害者自立支援法に基づく事業】

【第一種社会福祉事業】

- 施設入所支援を行うとともに、他の施設障害福祉サービスを行う施設
○ 障害者自立支援法附則の規定による
身体障害者更生支援施設等を経営する事業
★ 身体障害者更生施設
・肢体不自由者更生施設
・視覚障害者更生施設
・聴覚・言語障害者更生施設
・内部障害者更生施設
★ 身体障害者療養施設
★ 身体障害者福祉ホーム
★ 身体障害者授産施設
・身体障害者授産施設
・身体障害者通所授産施設
・身体障害者通所ホーム
・身体障害者小規模通所授産施設
・身体障害者福祉工場

○ 障害者自立支援法附則の規定による

- 知的障害者支援施設を経営する事業
★ 知的障害者更生施設
・知的障害者更生施設(入所)
・知的障害者更生施設(通所)
★ 知的障害者授産施設
・知的障害者授産施設(入所)
・知的障害者授産施設(通所)
・知的障害者小規模通所授産施設
・知的障害者福祉工場

【経済保護事業】

【第二種社会福祉事業】

- 簡易住宅を貸し付ける事業
● 宿泊所等を利用させる事業

【第一種社会福祉事業(続き)】

- ★ 知的障害者福祉ホーム
★ 知的障害者通所寮

【第二種社会福祉事業】

- 居宅介護
● 重度訪問介護
● 行動援護
● 療養介護
● 生活介護
● 児童デイサービス
● 短期入所
● 重度障害者等包括支援
● 共同生活介護
● 施設入所支援
● 自立訓練
● 就労移行支援
● 就労継続支援
● 共同生活援助
● 外出介護
● 障害者デイサービス
☆ 相談支援事業
☆ 移動支援事業
☆ 地域活動支援センター
☆ 福祉ホーム事業

【医療保護事業】

【第二種社会福祉事業】

- 無低診療事業
● 無低老健(再掲)

【身体障害者福祉関係の事業】

【第二種社会福祉事業】

- 身体障害者生活訓練等事業
● 手話通訳事業
※障害者自立支援法による
「コミュニケーション支援事業」
● 介助犬訓練事業
● 聴導犬訓練事業
● 身体障害者福祉センター
● 補装具製作施設
● 盲導犬訓練施設
● 視聴覚障害者情報提供施設
・点字図書館
・点字出版施設
・聴覚障害者情報提供施設
● 身体障害者の更生相談に応ずる事業

【知的障害者福祉関係の事業】

【第二種社会福祉事業】

- 知的障害者の更正相談に応ずる事業

【隣保事業】

【第二種社会福祉事業】

- 隣保事業

【福祉サービス利用援助事業】

【第二種社会福祉事業】

- 福祉サービス利用援助事業

【連絡調整事業】

【第二種社会福祉事業】

- 連絡を行う事業
※社会福祉協議会等
● 助成を行う事業